







発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.12.31	CO中毒 軽症者 3 (男性52、 女性73、52 )	共同住宅	19:51	不明	18時頃から19時51分までに女性2人が続けて入力していたところ、1人が入浴後、1人が入浴中に気分が悪くなりまた、居間にいた男性1人も気分が悪くなり、救急車で病院に搬送されCO中毒と診断された。 居間に設置されているFE式湯沸器(16号)の排気筒の天井裏隠ぺい部が腐食により孔が開いていたため、そこから、燃焼排ガスが漏れ出したため不完全燃焼したものと推定された。	排気筒の腐食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス漏れ警報器あり</li> <li>・ヒューズガス栓あり</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・CO警報器あり (取り外していた。)</li> </ul>	

4. バルク供給に係る事故の概要（充てん設備及び供給設備）

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
埼玉県 岩槻市 15.5.17	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:20	不明	16:20頃、販売事業者及び集中監視センターがガス漏れ警報を受信した。直ちに出勤し、ガス漏れ箇所を確認したところ、バルク貯槽(298kg)の通常使用していない液取出バルブからガスが放出されているのを確認バルブを閉めた。なお、バルブが緩んだ原因は不明。	液取出バルブの緩みによる漏えい ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に同一原因の事故防止のための措置を講ずるよう口頭で指導した。
北海道 函館市 15.7.12	漏えい	病院 木造3階建	16:23	不明	16:23頃、当該病院の隣人が、バルク貯槽(500kg×1本)からガス臭がするのに気付き、消防・販売業者に連絡した。消防・販売事業者は、直ちに出勤し、液取り出し弁が開いているのを確認、弁を閉め漏えいを止めた。開いていた原因は不明。ガス漏れ検知器は設置されていたが、集中監視センターにガス漏れの通信はされなかった。なお、直近では7月1日に充てんを行っており、その際の点検では、異常はなかった。	不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(再発防止策) ・プロテクター下部の穴を塞いだ。
熊本県 宇土市 15.9.19	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階建	19:30	販売事業者	19時30分頃、共同住宅のオーナーが供給管のユニオン部(フレキ管の上方部)からガスが漏れいしているのを発見した。なお、当該バルク貯槽(298kg)は、8月28日に設置が完了した。その後、9月1日にバルク貯槽基礎部の高さが不足していたためカサ上げ工事が実施されていた。今回の漏えい量は160kgと大量のガスが漏れいしたが、供給管(低圧部)からのわずかに漏れいしている程度で、160kgも漏れいするためには相当の日数が必要と考えられ、バルク貯槽のカサ上げ工事が行われた時期から漏れいがあったと仮定すると約2週間であり、妥当と考えられる。しかしながら、販売事業者においてバルクのカサ上げ工事後に実施した漏えい試験では異常が発見されなかった。また、カサ上げ工事を実施した設備事業者は、その工事のときは、別の箇所のユニオン部を緩めて違う長さの供給管に変更していたと言っている。	供給管接続不良 ・法第27条第1号第4号違反(緊急時対応不備:30分以内) ・法第16条の2違反(供給設備基準違反) ・法第38条の2違反(設備工事における基準適合義務違反)	・なし(屋外)	(行政指導等) 販売事業者に対して口頭で保安体制の不備について嚴重注意を実施した。
山形県 新庄市 15.10.28	漏えい	その他店舗 木造平屋建	21:08	その他 (第3者)	バルク貯槽(990kg)設備内に落ちた財布を拾おうと供給管を踏み台にしたところ、液取出弁と過流出防止弁の間で折損したため、そこからLPガス(液)が漏れいしたものの。	供給管の折損	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
岩手県 北上市 15.11.4	漏えい 軽傷者 3 (男性27、 男性39、女 性25)	文化センター 鉄筋コンク リート造	20:25	販売事業者	バルク貯槽(縦型バルク貯槽496kg)に設置されていた液面計の表示部の交換作業を行っていたところ、誤って表示部を固定しているビスでなく、フランジ部とバルク貯槽を固定しているボルトを緩めてしまったため、そこから液が漏えいした。そのとき、漏えいを止めようとボルトを締め直したときに作業員2名が凍傷を負った。また、文化センター職員1人がガスを吸引して気分が悪くなった。	液面計表示部の交換作業ミス	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) ・販売事業者に対し、保つ従業員に対するよ教育を徹底するよ口頭で指導した。
東京都 葛飾区 15.12.25	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリ 造2階建	1:00	販売事業者	飲食店に設置されている貯蔵施設の横の道路を歩いていた通行人がガス臭を感じたため消防へ通報した。消防から連絡を受けた販売事業者が現場で確認したところ、ペーパーライザー下流側の2段2次調整器の安全弁からガスが噴出しているのを発見した。当該設備は2基のバルク貯槽(横置980kg地下設置)が設置されており、気ライン(1次調整器をプロテクター内に設置)及び液ライン(ペーパーライザーを設置:強制気化供給用)でそれぞれで接続されていた。原因は以下のように推定される。 ペーパーライザーの水位が低下したため、水位レベルスイッチが作動して停止した。 ペーパーライザーが停止した後、ガスを消費したことから圧力差が生じて液移動が起こり、1基が過充てん状態となった。 そのため、液状のLPガスが調整器に流れ込み、調整器安全弁からガスが放出された。	バルク貯槽間の液移動により過充てん状態となったものと推定される  バルク貯槽2基(横置980kg地下設置)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売事業者に対してペーパーライザーに警報装置を設置して再発防止を指導した。

3. 埋設管事故の概要

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
香川県 観音寺市 15.2.7	漏えい	共同住宅 鉄筋コンク リート造4 階建	不明	その他 (車両の荷 重)	1月30日に当該共同住宅住人からガス臭いとの連絡があった。31日に販売事業者が配管の漏えい試験を実施し、また、2月3日に供給管の漏えい試験を実施したが、漏えいは発見できなかったため、特に臭いの強い箇所に排気装置を設置した。排気しても、臭いが消えず、ガス臭がさらに強くなったため、7日になって、3日の漏えい試験で実施していなかった供給管について漏えい試験を実施したところ、埋設管からガスが漏れているのがわかった。大型車両等の通行により供給管が破損・漏えいしたものと推定される。	供給管の損傷 ・法違反なし  なお、当該埋設管の腐食測定は平成13年9月4日に実施され、合格していた。	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
北海道 札幌市 15.9.28	漏えい	道路下	20:38	不明	20時38分頃、付近の住人からガス臭がするとの連絡があったため出動して調査を行ったところ、マンホール付近でガス漏洩を検知した。そのため、29戸へ集団供給をしている貯蔵設備の元バルブを閉止して、排風機によるマンホール内のガス排出作業を実施している。10月1日に供給管の漏えい試験を実施した結果、圧力の低下が認められた。9月28日に発生した十勝沖地震の影響により埋設管に何らかの荷重が加わり損傷した可能性もあると推定できるが損傷原因の詳細は不明である。	供給管(埋設管)の損傷 損傷原因は不明	なし(屋外)	
埼玉県 さいたま市 15.10.26	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	17:38	販売事業者	消防へ炎が上がっていると通報があったため消防隊が到着して確認したところ埋設管(継手部)の埋設部と漏出部境目付近が腐食していたため、そこからガスが漏えいし、何らかの火から引火して配管の防食テープが燃えたことが分かった。	配管(埋設部)の腐食	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) 販売事業者に対して埋設管(継手)の場所を把握し、腐食状況を確認して対応するよう指示した。また、次の口頭指導した。 ・固定式燃焼器のゴムネジ接続に改善する。 ・再調査は1ヶ月経過後6ヶ月以内に行い記録する。 ・法第14条の設備所有関係の欄には、販売事業者によるものとする。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
富山県 下新川郡 15.10.27	漏えい火災 軽傷者 1 (男性79)	一般住宅 木造2階建	9:30	その他 下水道工事 業者	下水道工業者が下水道工を実施していたところ、突然ガスが噴出して引火した。あわてて火を消そうとして砂をかけたが消しきれず、そのときに火傷を負った。近隣の住人が消防と販売業者へ連絡し、到着した消防隊が水をかけて消火した。下水道工事のため小型工事機械(コンボ)を使用して地面を掘ったときにその衝撃で供給管(埋設管)の継手部が折損したため、そこからガスが漏えいしていた。	供給管(埋設管)の損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス漏れ警報器 なし</li> <li>・ヒューズガス栓 あり</li> <li>・マイコン あり</li> </ul>	(行政指導等) 販売業者に対して共同住宅の消費場所等、ガス管の埋設場所等、注意すべき点を周知するよう口頭で指導した。